

## ■教育行政のポイント

## 生成AI利活用ガイドラインver.2.0

小川 正人

「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver.2.0)」(以下、ガイドライン)が公表された(2024年12月26日)。

2023年に出された暫定的ガイドラインがパイロット的取組や校務効率化での活用に限定していたことに比べ、本ガイドラインは、学校現場で生成AIの利活用に当たっての基本的な考え方、ポイント、利活用例等を教職員等に分かりやすく説明し、一般の学校でも利活用を進められるよう意識した内容になっている。

### 生成AI利活用の「基本的な考え方」

ガイドラインは、学校現場で生成AIを利活用する際の基本的考え方として、「人間中心の原則」(人間の能力を補助、拡張し可能性を広げてくれる有用な道具で、最後は人間が判断し成果物に責任を持つ)が大切であり、児童生徒の学びに際して、生成AIが、学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味し利活用すべき等と指摘する。

そのうえで、生成AIの存在をふまえた情報活用能力の育成強化を図っていく必要を述べている。

### 押さえておくべき共通のポイント

生成AIは、今後、校務や授業、生活指導等の様々な場面や機会にその利活用が進むことが予想されるし、期待もされる。

ガイドラインはそれらの各場面で利活用する際に留意すべき共通のポイントとして、①安全性を考慮した適正利用(年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在等、生成AIサービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し遵守する必要)、②情報セキュリティの確保(国のガイドラインを参考に、教育委員会は、学校現場の実態に即した教育情報セキュリティポリシー等の策定・必要に応じた

見直しを行い、教育委員会・学校現場においてはそれらを遵守する必要)、③個人情報やプライバシー、著作権の保護、④公平性の確保、⑤透明性の確保、関係者への説明責任、を指摘している。

### 校務や学習活動で利活用する場面

生成された内容の適切性を判断できる範囲内で利用するという前提で、教職員が校務において生成AIを積極的に利活用するのは有用であるとし、具体例として、児童生徒の指導に係る業務支援(授業準備＝教材・テストのたたき台作成、授業の感想集約、校外学習の実施行程のたたき台作成等)、部活動(練習メニュー案の作成等)、生活指導(調査票の作成等)、学校運営に係る業務支援(教務管理＝時間割・授業時数案作成)、学校からの情報発信(各種便り、通知・案内文のたたき台作成等)、校内研修(要約・議事録案の作成等)をあげる。

児童生徒の学習場面での利活用にあたっては、まず、適否の判断として、学習指導要領に示す資質・能力の育成につながるか、教育活動の目的を達成する観点で効果的であるかを吟味する必要があるとしている。そのうえで、生成AIの利活用場面としては、「生成AI自体を学ぶ場面(生成AIの仕組み、利便性・リスク、留意点)」、「使い方を学ぶ場面(より良い回答を引き出すための生成AIとの対話スキル、ファクトチェックの方法等)」、「各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面(問題を発見し、課題を設定する場面、自分の考えを形成する場面、異なる考えを整理したり、比較したり、深めたりする場面等での利活用)」等が考えられるとしている。

巻末に、校務で利活用する際や児童生徒の学習場面で利活用する際のチェック項目等が掲載されており、取組に資する資料等も添付されている。

(おがわ・まさひと＝東京大学名誉教授)

## ● 2025・2026 今、子どもたちに伝えたい ●

## 入学式・卒業式の校長式辞 42 選

学校講話・メッセージ研究会【編集】 A5判／定価 2,530 円

■本の詳細の確認およびご注文は、右QRコードより小社ホームページをご利用ください。

